

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	日本電信電話株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鶴浦 博夫
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 澤田 純
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号

【縦覧に供する場所】

東日本電信電話株式会社東京支店
（東京都港区港南一丁目9番1号）
東日本電信電話株式会社神奈川支店
（横浜市中区山下町198番地）
東日本電信電話株式会社千葉支店
（千葉市美浜区中瀬一丁目3番地幕張テクノガーデンビルD棟13階）
東日本電信電話株式会社埼玉支店
（さいたま市浦和区常盤五丁目8番17号）
東日本電信電話株式会社茨城支店
（水戸市北見町8番8号）
東日本電信電話株式会社栃木支店
（宇都宮市東宿郷四丁目3番27号）
東日本電信電話株式会社群馬支店
（高崎市高松町3番地）
東日本電信電話株式会社山梨支店
（甲府市青沼一丁目12番13号）
東日本電信電話株式会社長野支店
（長野市大字南長野新田町1137番地5）
東日本電信電話株式会社新潟支店
（新潟市中央区東堀通七番町1017番地1）
東日本電信電話株式会社宮城支店
（仙台市若林区五橋三丁目2番1号）
東日本電信電話株式会社福島支店
（福島市山下町5番10号）
東日本電信電話株式会社岩手支店
（盛岡市中央通一丁目2番2号）
東日本電信電話株式会社青森支店
（青森市橋本二丁目1番6号）
東日本電信電話株式会社山形支店
（山形市本町一丁目7番54号）
東日本電信電話株式会社秋田支店
（秋田市中通四丁目4番4号）
東日本電信電話株式会社北海道支店
（札幌市中央区大通西十四丁目7番地）
西日本電信電話株式会社大阪支店
（大阪市中央区博労町二丁目5番15号）
西日本電信電話株式会社和歌山支店
（和歌山市一番丁5番地）
西日本電信電話株式会社京都支店
（京都市中京区烏丸三条上ル場之町604）
西日本電信電話株式会社奈良支店
（奈良市下三条町1番地1）
西日本電信電話株式会社滋賀支店
（大津市浜大津一丁目1番26号）
西日本電信電話株式会社兵庫支店
（神戸市中央区海岸通11番）
西日本電信電話株式会社名古屋支店
（名古屋市中区大須四丁目9番60号）
西日本電信電話株式会社静岡支店
（静岡市葵区城東町5番1号）
西日本電信電話株式会社岐阜支店
（岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地）

西日本電信電話株式会社三重支店
（津市桜橋二丁目149番地）
西日本電信電話株式会社金沢支店
（金沢市出羽町4番1号）
西日本電信電話株式会社富山支店
（富山市東田地方町一丁目1番30号）
西日本電信電話株式会社福井支店
（福井市日之出二丁目12番5号）
西日本電信電話株式会社広島支店
（広島市中区基町6番77号）
西日本電信電話株式会社島根支店
（松江市東朝日町102番地）
西日本電信電話株式会社岡山支店
（岡山市北区中山下二丁目1番90号）
西日本電信電話株式会社鳥取支店
（鳥取市湯所町二丁目258番地）
西日本電信電話株式会社山口支店
（山口市熊野町4番5号）
西日本電信電話株式会社愛媛支店
（松山市一番町四丁目3番地）
西日本電信電話株式会社香川支店
（高松市観光通一丁目8番地2）
西日本電信電話株式会社徳島支店
（徳島市西大工町二丁目5番地1）
西日本電信電話株式会社高知支店
（高知市帯屋町二丁目5番11号）
西日本電信電話株式会社福岡支店
（福岡市博多区博多駅東三丁目2番28号）
西日本電信電話株式会社佐賀支店
（佐賀市駅前中央一丁目8番32号）
西日本電信電話株式会社長崎支店
（長崎市出島町11番13号）
西日本電信電話株式会社熊本支店
（熊本市中央区桜町3番1号）
西日本電信電話株式会社大分支店
（大分市長浜町三丁目15番7号）
西日本電信電話株式会社鹿児島支店
（鹿児島市松原町4番26号）
西日本電信電話株式会社宮崎支店
（宮崎市広島一丁目5番3号）
西日本電信電話株式会社沖縄支店
（浦添市城間四丁目35番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の支店は、金融商品取引法による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備え付けました。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、米国1934年証券取引所法規則13a-15(f)及び15d-15(f)に定められている財務報告に係る内部統制を整備・維持する責任があります。当社における財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び外部報告目的の財務諸表が米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されることを合理的に保証するために整備されたプロセスです。

当社の財務報告に係る内部統制には以下に関する方針及び手続が含まれます。

- (1) 当社の資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで、正確かつ適正に反映した記録の維持
- (2) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、また収入と支出が当社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ行われていることに関する合理的な保証
- (3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の資産の取得、使用または処分の防止もしくは適時に発見することに関する合理的な保証

なお、内部統制固有の限界のために、財務報告に係る内部統制は、虚偽記載を防止又は発見できない可能性があります。また、将来の期間にわたる内部統制の有効性評価の予測には、状況の変化により統制が不適切となるリスク、又は方針や手続の遵守の程度が低下するリスクを伴っています。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が公表した内部統制の統合的な枠組み（1992年版）で定義された規準を用いて、平成26年3月31日時点における当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価結果を考慮した上で、業務プロセスの評価を実施しています。業務プロセスの評価においては、評価対象とした業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社および連結子会社において、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して合理的に決定しました。

3【評価結果に関する事項】

当該評価に基づき、当社の経営者は、平成26年3月31日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であったと結論付けました。

なお、当社の独立登録監査人である有限責任 あずさ監査法人は、平成26年3月31日時点の当社の財務報告に係る内部統制について監査報告書を発行しています。

4【付記事項】

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第18条の規定により、米国企業改革法第404条において要請されている内部統制の有効性の評価を実施し、報告を行っています。

本邦において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりです。

- ・財務報告の範囲は連結財務諸表であり、個別財務諸表のみに関連する内部統制及び経理の状況以外に含まれる財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は含みません。
- ・連結ベースの評価範囲は、持分法適用会社の内部統制は含みません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。